

【緊急】一部封鎖措置の延長等

【ポイント】

●3月1日、首相府はジェラド首相が、新型コロナウイルス科学委員会と保健省と協議の上、危機管理に関する以下の措置を決定した旨、コミュニケをもって発表しました。なお、今回の決定は、引き続き19県における外出禁止措置が延長された一方、2月21日付の大統領府コミュニケ発表による南部10県の新設に伴い、一部封鎖措置が取られない県は29県から39県となりました。

1 19県を対象とした一部封鎖措置の延長（3月2日から15日間延長）

以下の19県については、22時から翌朝5時までの外出禁止を延長する。

アルジェ県、バトナ県、ビスクラ県、ブリダ県、ブイラ県、テベッサ県、トレムセン県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、シディ・ベラベス県、コンスタンティーヌ県、モスタガネム県、ムシラ県、オラン県、ブーメルデス県、エル・タルフ県、ティセムシルト県、アイン・ティムシエント県及びルリザンヌ県。

2 あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴や墓地での集い等その他行事の国内全土における禁止措置を延長する。

3 一部封鎖措置（上記外出禁止及び施設、時間制限措置）が取られない39県

アドラル県、シュレフ県、ラグアット県、ベジャイア県、ベシャール県、ウメル・ブアーギ県、タマンラセット県、ティアレット県、ジェルファ県、セティフ県、サイダ県、スキクダ県、アンナバ県、ゲルマ県、メデア県、マスカラ県、ウアルグラ県、エル・バヤード県、イリジ県、ボルジ・ブ・アレリジ県、ティンドーフ県、エルウェッド県、ヘンシュラ県、スーカハラス県、ティパザ県、ミラ県、アインデフラ県、ナーマ県、ガルダイア県、ティミムン県、ボルジュ・バジ・モウタール県、ウレド・ジェラル県、ベニ・アッベス県、イン・サラール県、イン・ゲザム県、トゥーグラ県、ジェーネット県、エル・ムエラ県及びエル・メニア県。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>